

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第45号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項				別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項			
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	所長等 委 任	決裁区分	所長等 委 任
総務課 略							
環境 森林 課	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…大気汚 染防止 法 省…大気汚 染防止 法施行 規則	(1)～(11) 略			(1)～(11) 略		
		(12) 特定工事を施工する者に対 し、作業基準に従うべきこと等 を命ずること。（法18条の19）	略		(12) 特定工事を施工する者に対 し、作業基準に従うべきこと等 を命ずること。（法18条の18）	略	
2～5 略	6 香川県ア スベストに による健康被 害の防止に に関する条例 関係事務（ 県が環境保 全協定等を 締結した事 業場に係る 事務を除く。） 条…香川県 アスベ ストに	(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
		(3) 特定工事を施工する者に対 し、作業基準に従うべきこと等 を命ずること。（条12条）	略		(3) 解体等工事を施工する者に 対し、作業基準に従うべきこと 等を命ずること。（条12条）	略	
(4)～(9) 略	(10) 解体等工事の発注者等に対 し、解体等工事に係る建築物等 の状況等の報告を求めるこ と。（条22条）	略			(4)～(9) 略		
		(11) 当該職員に、解体等工事に 係る建築物等に立ち入り、解体 等工事に係る建築物等若しくは 帳簿、書類その他の物件を検査 させ、又は関係者に質問させるこ と。（条22条）	略		(10) 解体等工事を施工する者等 に対し、アスベスト排出等作業 の状況等の報告を求めるこ と。（条22条）	略	

による健康被害の防止に関する条例	こと。 (条23条1項)
7～13 略	
生活福祉課～用地管理課 略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略				
環境 管理 室	1 大気汚染防 止法関係事務 (県が環境保 全協定等を締 結した事業場 に係る事務を 除く。) 法…大気汚染 防止法 省…大気汚染 防止法施 行規則	(1)～(11) 略 (12) 特定工事を施工する者に対し、 作業基準に従うべきこと等を命ず ること。 (法18条の19) (13) 略		
	2～5 略			
6 香川県アス ベストによる 健康被害の防 止に関する條 例関係事務 ((1)・(2) 略 (3) 特定工事を施工する者に対し、 作業基準に従うべきこと等を命ず ること。 (条12条) (4)～(9) 略			
県が環境保 全協定等を締 結した事業場 に係る事務を 除く。) 条…香川県ア スベスト による健 康被害の 防止に関	(10) 解体等工事の発注者等に対し、 解体等工事に係る建築物等の状況 等の報告を求めること。 (条22条) (11) 当該職員に、解体等工事に係 る建築物等に立ち入り、解体等工 事に係る建築物等若しくは帳簿、 書類その他の物件を検査させ、又 は関係者に質問させること。 (条 23条1項)	略		

による健 康被害 の防止 に関す る条例	と。 (条23条1項)
7～13 略	
生活福祉課～用地管理課 略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略				
環境 管理 室	1 大気汚染防 止法関係事務 (県が環境保 全協定等を締 結した事業場 に係る事務を 除く。) 法…大気汚染 防止法 省…大気汚染 防止法施 行規則	(1)～(11) 略 (12) 特定工事を施工する者に対し、 作業基準に従うべきこと等を命ず ること。 (法18条の18) (13) 略		
	2～5 略			
6 香川県アス ベストによる 健康被害の防 止に関する條 例関係事務 ((1)・(2) 略 (3) 解体等工事を施工する者に対し、 作業基準に従うべきこと等を命ず ること。 (条12条) (4)～(9) 略			
県が環境保 全協定等を締 結した事業場 に係る事務を 除く。) 条…香川県ア スベスト による健 康被害の 防止に関	(10) 解体等工事を施工する者等に 対し、アスベスト排出等作業の状 況等の報告を求めること。 (条22 条) (11) 当該職員に、解体等工事の場 所等に立ち入り、アスベスト排出 等作業の状況等若しくは帳簿、書 類その他の物件を検査させ、又は 関係者に質問させること。 (条23 条1項)	略		

	する条例
7~11 略	

10 保健所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
		委 任	所長等 課長等
1~20 略			
21 薬事法関係事務 法…薬事法 政…薬事法施行 令 省…薬事法施行 規則 規…薬事法施行 細則	(1) 略		
	(2) 薬局の開設許可を更新すること。 (法4条4項)	略	
	(3) 略		
	(4) 薬局等(配置販売業及び卸売販売業を除く。)の休廃止等の届出を受けること。(法10条、19条、 <u>38</u> 条1項、40条1項・2項)	略	
	(5)~(16) 略		
	(17) 卸売販売業の休廃止等の届出を受けること。(法38条2項)	略	
	(18)~(25) 略		
	(26)・(27) 略		
	22~30 略		

11~31 略

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。ただし、別表4の10の表の改正規定は、同月12日から施行する。

	する条例
7~11 略	

10 保健所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
		委 任	所長等 課長等
1~20 略			
21 薬事法関係事務 法…薬事法 政…薬事法施行 令 省…薬事法施行 規則 規…薬事法施行 細則	(1) 略		
	(2) 薬局の開設許可を更新すること。 (法4条2項)	略	
	(3) 略		
	(4) 薬局等(配置販売業及び卸売販売業を除く。)の休廃止等の届出を受けること。(法10条、19条、 <u>38</u> 条、40条1項・2項)	略	
	(5)~(16) 略		
	(17) 卸売販売業の休廃止等の届出を受けること。(法38条)	略	
	(18)~(25) 略		
	(26) 郵便等販売の届出を受けること。 (省15条の4第2項、142条)	○	○
	(27)・(28) 略		
	22~30 略		

11~31 略